

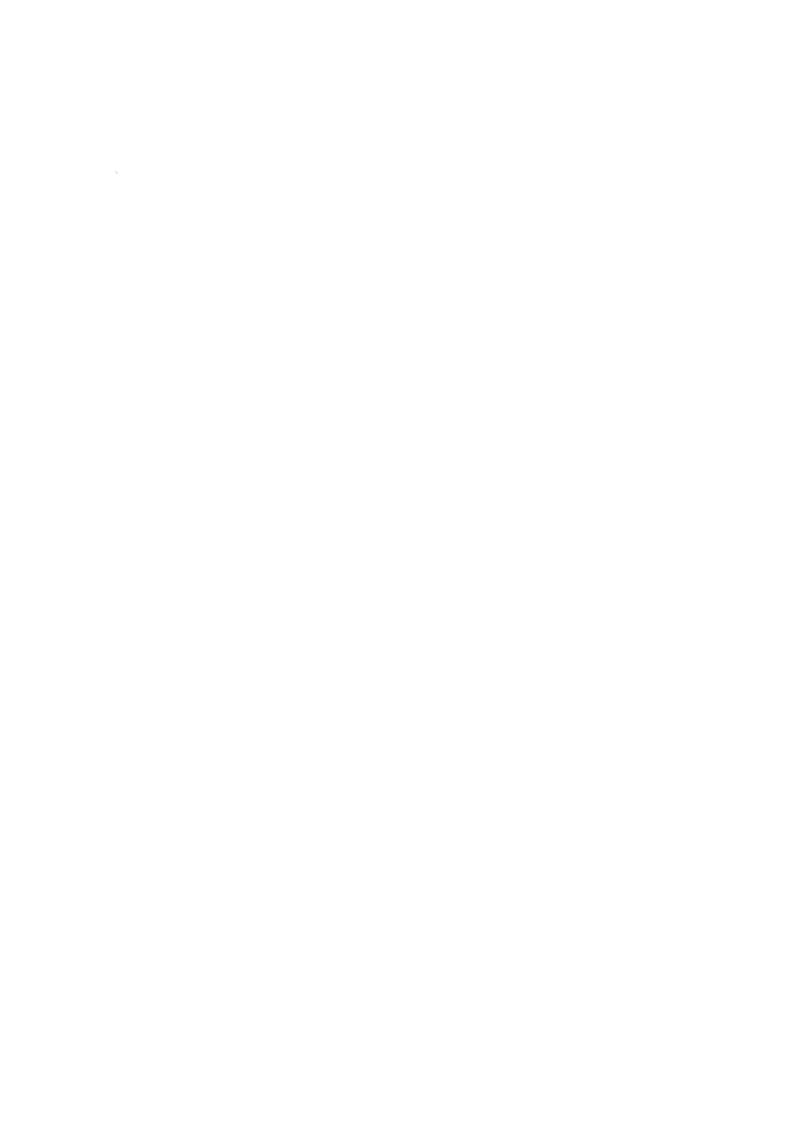
令和5年度 教育委員会 第4回定例会 議案

1	日	時	令和5年5月24日	(水)	午後1時30分
---	---	---	-----------	-----	---------

- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 日 程
- (1)開 会
- (2)議案

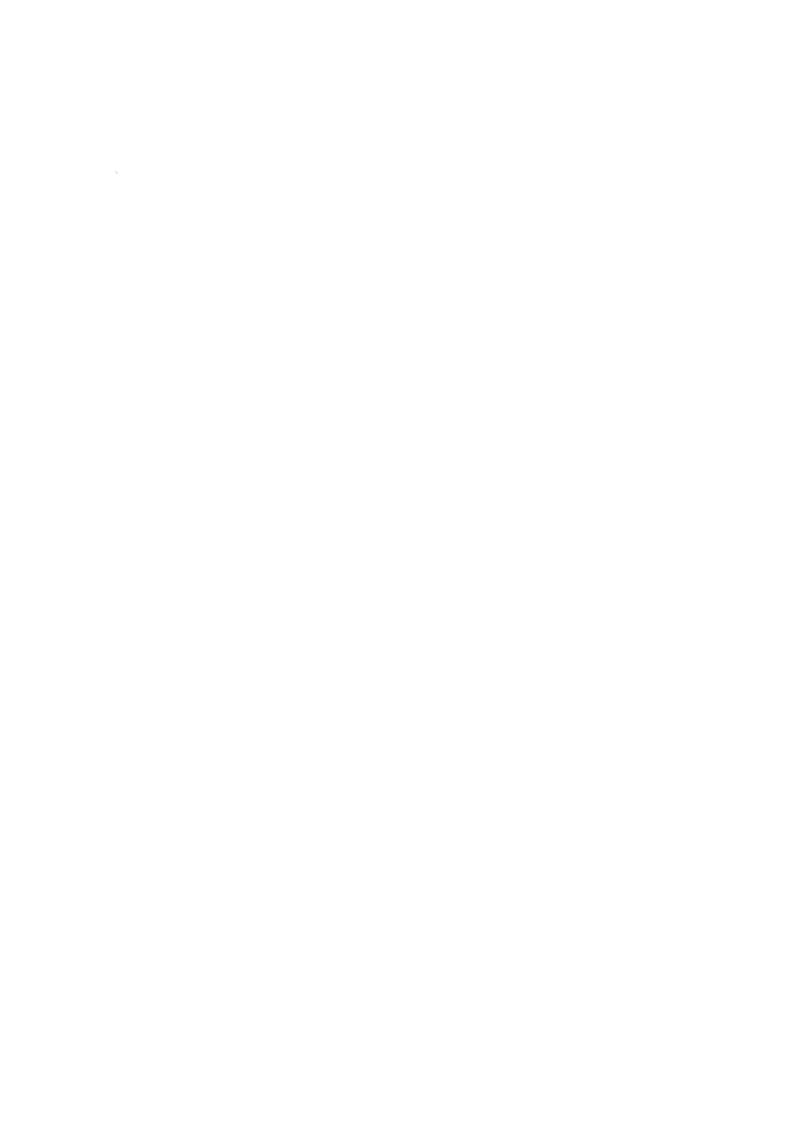
<非>第3号議案	令和5年度静岡県教員育成協議会委員の委嘱	 非
<非>第4号議案	教職員の懲戒処分	 非
<非>第5号議案	教職員の懲戒処分	 非
<非>第6号議案	教職員の懲戒処分	 非
<非>第7号議案	教職員の懲戒処分	 非

- (3) 報告事項
- (4) 閉 会



第4回定例会 報告事項

番号	項目	Page
報告事項1	令和4年度教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等	P 1
配付 報告 1	令和4年度家庭教育を支援するための施策の実施状況	P 5
<非> 報告 事項 2	令和4年度静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状 況	非



(件 名)

令和4年度 教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等

(教育厚生課)

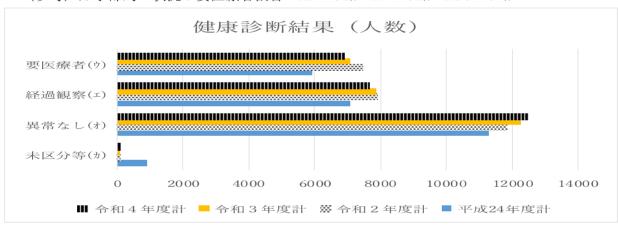
1 教職員の健康診断結果【政令市を含む】

(1) 実施状況

(単位:人・%)

	受診			左記受診者	数(イ)のうち	
区 分	対象 者数 (ア)	受診者数(イ) (受診率イ/ア)	要医療者(ウ) (割合 ウ/イ)	経過観察(エ) (割合 エ/イ)	異常なし(オ) (割合 オ/イ)	未区分等(カ) (割合 カ/イ)
県 立 学 校	8, 084	8, 084 (100)	2, 025 (25. 0)	2, 215 (27. 4)	3, 828 (47. 4)	16 (0. 2)
県教委事務局	452	452 (100)	94 (20. 8)	183 (40. 5)	175 (38. 7)	0(0)
市町立学校	18, 515	18, 506 (99. 9)	4, 752 (25. 7)	5, 234 (28. 3)	8, 470 (45. 8)	50 (0.3)
令和4年度計	27, 051	27, 042 (99. 9)	6, 871 (25. 4)	7, 632 (28. 2)	12, 473 (46. 1)	66 (0.2)
令和3年度計	27, 240	27, 236 (99. 9)	7, 090 (26. 0)	7, 838 (28. 8)	12, 248 (45. 0)	60 (0. 2)
令和2年度計	27, 241	27, 236 (99. 9)	7, 427 (27. 3)	7, 897 (29. 0)	11,834(43.4)	78 (0. 3)
平成24年度計	25, 199	25, 147 (99. 8)	5, 896 (23. 4)	7, 090 (28. 2)	11, 288 (44. 9)	873 (3. 5)

(参考) 知事部局の状況:要医療者割合 R2:36.2% R3:37.2% R4:37.0%



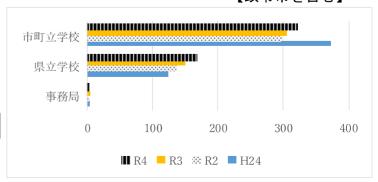
(2) 要医療者のうち勤務に制限のある者の疾病状況

肝機能系の障害、腎機能系の障害、高血圧症、消化器系の疾患、糖尿病による者が49.9% を占めている。

2 教職員の特別休暇(30日以上)・休職者(以下「長期療養者」という。)の状況 【政令市を含む】

(1) 校種別の状況 (単位:人) 区分年度 R4 R3 R2 H24 市町立学校 321 306 295 373 県 立 学 校 167 150 135124 事 務局 2 3 5 4 計 491 | 461 432 501

※10年前と比較のため平成24年度分掲載



(2) 復蠕別の状況

(2) 傷病別の状況			(単位:人)			
区分年度	R4	R3	R2	H24		
精 神 疾 患	287	263	210	194		
悪性新生物	48	49	50	81		
脳 血 管 疾 患	11	9	17	21		
心疾患	6	5	5	8		
その他 (腫瘍、特定疾患等)	139	135	150	197		
計	491	461	432	501		

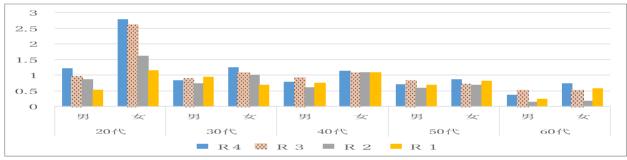


(3) 年代別・性別の状況 (精神疾患)

(単位:人・%)

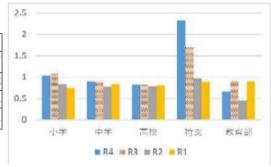
年代		20 代			30 代			40 代			50代		(60 代			合計	
性別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
取得者	26	68	94	28	44	72	19	34	53	26	30	56	6	6	12	105	182	287
在職者	2, 174	2, 442	4, 616	3, 376	3, 529	6, 905	2, 431	3,014	5, 445	3, 694	3, 523	7, 217	1,633	833	2, 466	13, 308	13, 341	26, 649
在職者比率	1. 20	2. 78	2. 04	0.83	1. 25	1.04	0. 78	1. 13	0. 97	0.70	0.85	0. 78	0. 37	0. 72	0. 49	0. 79	1. 36	1. 08
R3 取得者	19	62	81	27	36	63	22	31	53	33	23	56	7	3	10	108	155	263
R3在職者比率	0.95	2.62	1.86	0.87	1.07	0.97	0.91	1.07	1.00	0.82	0.70	0.77	0.49	0.49	0.49	0.83	1. 24	1. 03
R2在職者比率	0.85	1.61	1.27	0.73	1.00	0.87	0.61	1.09	0.87	0.59	0.68	0.63	0.15	0.18	0.16	0. 62	1. 02	0. 81
R1在職者比率	0.53	1.14	0.87	0.95	0.68	0.81	0.74	1.09	0.93	0.68	0.81	0.74	0.24	0.57	0.34	0. 69	0.89	0. 79

(参考)長期療養者の在職者比率(R3):全国:1.19% 本県:1.03%(政令市含む)



(4) 校種別の状況 (精神疾患) (単位:人・%)

•	•					· · · · · · · · ·					
	/		小学	中学	高校	特支	教育部	合計			
	R	取得者	122	61	41	60	3	287			
	4	在職者比率	1.04	0.90	0.81	2.33	0.67	1.08			
	R	取得者	118	56	42	43	4	263			
	3	在職者比率	1.08	0.88	0.81	1.69	0.90	1.03			



(5) 長期療養者の傾向 (精神疾患)

- ・令和4年度の精神疾患による長期療養者数は287人であり、長期療養者全体の58.5%を占 める。
- ・年代別では20代が13人増加しており、20代94人中68人が女性で、在職者比率は20代女性が 2.78%と最も高く、平成25年度以降、連続で高い状況である。
- ・令和3年度より24人増加している。小学校4人増、中学校5人増、高校1人減とほぼ横ば いであるが、特別支援学校は17人増、前年度19人増と連続で大幅に増加している。
- ・長期療養者のうち、着任1~3年目の間の発症率は77%であり、昨年度の77.6%とほぼ同 等となっている。(1年目31.5%)

3 今年度の新たな取り組み

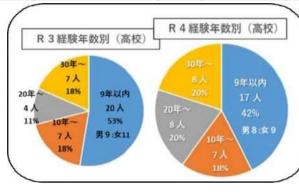
- ・特別支援学校専任サポートルームの設置(異動1年目、新規採用職員等の面談)
- ・異動1年目、新規採用職員等の多い高等学校を中心に出張ストレスカウンセリングを実施

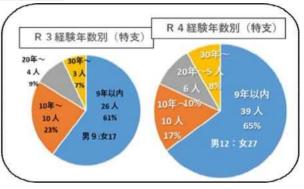
4 県立学校における長期療養開始時期の状況

(1) 校種別人数、在職者比率

			高 校		特別支援学校			
		男	女	計	男	女	計	
H24	長期療養者数	<i>31 人</i>	9人	40 人	4 J	5人	9人	
	在職者比率			0.77%			0.47%	
R3	長期療養者数	20 人	18人	38 人	15 人	28 J	43 人	
	在職者比率			0.77%			1.69%	
R4	長期療養者数	22 人	18人	40 人	19人	41 J	60 人	
	在職者比率			0.83%			2.33%	
増	長期療養者数	2 人	0人	2人	4 人	13 人	17 人	
減	在職者比率			0.06			0.64	

・高校、特別支援学校ともに、採用 9年以内に発症する者が多く、特 別支援学校では60%を超えてお り、1/3がこの間に発症している。

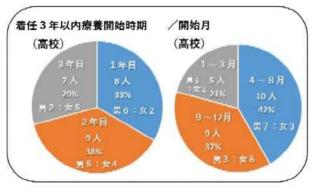


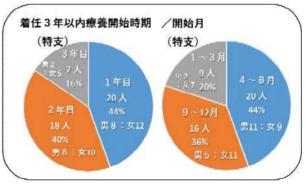


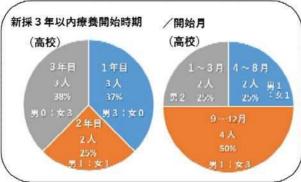
(2) 令和4年度 着任3年以内の発症状況

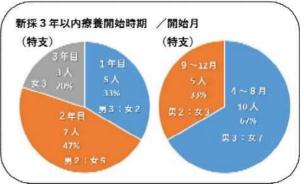
区分		高校		特別支援学校				
全体		40 人		60 人				
着任1~3年	1年	2~3年	計	1年	2~3年	計		
有压工 3 平	8人	16 人	24 人	20 人	25 人	45 人		
着任年別 発症率	20.0%	40.0%	60.0%	33.3%	41.7%	75.0%		
うち新規採用所属	3 人	5 人	8人	5 人	10 人	15 人		

- ・着任1~3年の全発症者では、高校はほぼ同じだが、特別支援学校は 1、2年目に集中している。発症月については高校、特別支援学校ともに同じ発症時期である。
- ・着任1~3年の新規採用者では、 特別支援学校が採用2年目の発症 が多く、発症月は4~8月(1学期) が非常に多い。









白

紙

令和5年5月24日

(件 名)

令和4年度家庭教育を支援するための施策の実施状況

(社会教育課)

静岡県家庭教育支援条例第18条に基づき、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、議会に報告し公表する。

※なお、知事の権限に属する事務の補助執行に関する協議により、議会への年次報告に関する事務は教育委員会職員が補助執行する。

備考

静岡県家庭教育支援条例(抄)

(年次報告)

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度議会に報告するとともに、公表するものとする。

教 社 第 67 号 令和5年5月24日

静岡県議会議長 中沢 公彦 様

静岡県知事 川勝 平太

家庭教育を支援するための施策の実施状況の報告について

「静岡県家庭教育支援条例」第18条の規定に基づき、家庭教育を支援するた めの施策の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

令和4年度家庭教育を支援するための施策の実施状況

事務局 教育委員会社会教育課 電話番号 054-221-3162

令和4年度 家庭教育を支援するための施策の 実施状況



令和5年6月 静 岡 県

目 次

令和4	l年度 家庭教育を支援するための施策の一覧	•	•	•	1
1	親としての学びの支援(第10条)	•	•	•	2
2	親になるための学びの支援(第11条)	•	•	•	4
3	家庭教育の支援活動に対する支援(第12条)	-	-	-	5
4	学び合い、支え合う環境の整備等(第13条)	-	-	-	7
5	人材養成等(第14条)	•	•	•	8
6	相談体制の整備・充実等(第15条)	•	•	•	10
7	県民の理解の増進等(第16条)	•	•	•	11
8	その他、家庭教育支援に係る施策	•	•		11
(参	。 参考) 静岡県家庭教育支援条例	-	-		12

この「家庭教育を支援するための施策の実施状況」は、静岡県家庭教育支援条例第18条の規定に基づくものである。

なお、施策の取りまとめに当たっては、同条例第10条から第16条に示された7つの分野に分けて整理した。

静岡県家庭教育支援条例(抄)

(年次報告)

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

令和4年度 家庭教育を支援するための施策の一覧(建制順)

1 親としての学びの支援(第10条) P.2

事業名等	担当課等
才徳兼備の人づくり推進事業費	
	総合教育課
しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ応援隊等普及・促進キャンペーン 事業)	こども未来課
しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業)	こども未来課
家庭教育支援事業費	社会教育課
幼児教育支援充実事業費	義務教育課

2 親になるための学びの支援(第11条) P.4

事	業	名	等	担当課等
思春期の健康支援対策事業費				こども家庭課
家庭教育支援事業費(再掲)				社会教育課

3 家庭教育の支援活動に対する支援(第12条) P.5

事業名等	担当課等
男女共同参画推進事業費	男女共同参画課
男女共同参画活動支援・協働事業費	男女共同参画課
家庭教育支援事業費(再掲)	社会教育課

4 学び合い、支え合う環境の整備等(第13条) P.7

事業名等	担当課等
しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ応援隊等普及・促進キャンペーン事業)(再掲)	こども未来課
しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業)	こども未来課
家庭教育支援事業費(再掲)	社会教育課

5 人材養成等(第14条) P.8

事業名等	担当課等
しずおかふじさんっこ推進事業費(子育て未来マイスター研修事業)	こども未来課
放課後児童支援員等資質向上研修事業費	こども未来課
児童相談所等活動推進費(児童館長・児童厚生員研修)	こども未来課
家庭教育支援事業費(再掲)	社会教育課

6 相談体制の整備·充実等(第15条) · · · P.10

事業名等	担当課等
保育対策等促進事業費助成(利用者支援事業)	こども未来課
児童相談所等活動推進費(家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)等事業)	こども家庭課
児童相談所等活動推進費(児童相談所活動推進費)	こども家庭課
児童家庭支援センター運営費助成	こども家庭課

7 県民の理解の増進等(第16条) · · · P.11

	事	業	名	等	担当課等
家庭教育支援事業費(再掲)					社会教育課

8 その他、家庭教育支援に係る施策 P.11

事業名等	担当課等
私立幼稚園子育て支援事業費助成	私学振興課
地域子育て支援拠点事業費	こども未来課

1

1 親としての学びの支援(第10条)

親としての学びを支援する学習方法の開発や普及、学習内容の充実を図るための事業

19LC C C C	<i>y</i> , 0 .		73 /4 (7 [71])	七个百及、于日内谷(0		//_0/0/ 争未
事業名	才徳秉	乗備の人づくり丼	推進事業費			
趣旨				或における子育てや人 めの促進を図り「有徳 <i>0</i>		
実施状況	人人開研別家(学年)	参加した。 くり推進員の資 参加者46人)す 会である「家庭教 最交換会」を開作	質向上と連るともに、 な育支援ファ 性(人づくり) れた人づくり	た「人づくり地域懇談会 携促進を図るため、「 、社会教育課が行う家 ナローアップ研修会」と 推進員参加者23人)し り実践の紹介を中心と「 等に配布した。	人づくり推え 庭教育支援 合同で、「丿 た。	進員全体研修会」を 爰員等を対象とした 、づくり推進員地区
R4最終予	5算額	11,326千円	部局名	スポーツ・文化観光部	課名	総合教育課
事業名	しずお	かふじさんっこ	推進事業費	(ふじさんっこ応援隊等	等普及•促進	キャンペーン事業)
趣旨	周知す		子育てに関	育てを支援する団体、1 する情報取得や子育		
実施状況	所での		5特設サイト	をふじさんっこ応援キートを開設しWeb広告を展 と図った。		
R4最終予	5算額	4,324千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課
事業名	しずた	こかふじさんっこ	推准事業	費(ふじさんっこ☆子育		事 業)
趣旨	県内の図のでは、大大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	D子育て支援情 国に有用な情報 市町、民間団体 舌動に取り組む	報を一元的 を発信する は等が実施り 者の意欲の	りに発信する子育て支 ことで、子どもを産みず している多様な子育て り高揚とこれらの取組の り好循環を創出する。	援ポータル 育てやすい	サイトにより、子育環境づくりの推進を
実施状況	•主に	新着情報ページ	ジにて、子育	ごさんっこ☆子育てナヒ すて支援に関する県の 前の情報などを掲載し	取組を積極	
R4最終予	5算額	2,878千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課

事業名	家庭執	教育支援事業 費	Ċ			
趣旨	家庭都	教育支援員を養	成し、市町	対育を行えるよう、身近 の家庭教育支援チー.)家庭教育支援活動を	ムや企業等	
実施状況	関庭開・共た・童・に・ワークのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	者に家庭教会 管に家庭教会 をいった。 との との は は は は は は は は は は は は は は は は は	接つ加合牧 会を置学を部方が3月で、会をでででででででででできる。 はい	し、家庭教育支援員をおういて理解を図り、保護を図り、とは、の資質の原籍を受けるという。「家庭教育を受けるとのでは、家庭教育のののでは、家庭教育ののでは、大学のでは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を保護をある。「は、大学を保護をは、大学を保護をは、大学を保護を使い、大学を保護を使い、大学を保護を使い、大学を保護を使い、大学を保護を使い、大学を保護を使い、大学を保護を使い、大学を保護を使い、大学を保護を使い、大学を保護を使い、大学を表しまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	地域におい合 一 変 一 変 が 一 ア の 一 の の の の の の の の の の の の の	て県が作成した家 う家庭教育講座の 修」を総合教育課と 連携促進を図っ ながるシート」の学 た。 仕事を持つ保護者 実施するとともに、 「ケータイ・スマホ
R4最終音	予算額	1,798千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課

事業名	幼児教	幼児教育支援充実事業費						
趣旨	幼児教育・保育関係者や保護者に対して、必要な支援や情報発信を行い、幼児期の 教育・保育、子育ての充実を図る。							
実施状況	・外国人幼児の保護者向けに、日本の幼児教育の概要や園の生活に必要な情報を実施状況まとめた手引き(複数言語)をホームページに掲載した。 ・ホームページに保護者向けの110の子育てに関するQ&Aを掲載した。							
R4最終	予算額	8,297千円	部局名	教育委員会	課名	義務教育課		

2 親になるための学びの支援(第11条)

子どもが親になるための学びに関する学習方法の開発や普及、学習内容の充実を図るための事業

事業名	思春期	思春期の健康支援対策事業費						
趣旨	学校以外の場においても、性や健康に関する悩みや相談に対応するため、教育委員会やNPO法人と協働し、助産師や保健師、若者と同世代のピアカウンセラーによる相談窓口を設置する。							
R4最終	予算額	6,351千円	部局名	健康福祉部	課名	こども家庭課		

事業名	家庭教	教育支援事業 費	(再掲)					
趣旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる 家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への 学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。							
実施状況	・県ホームページ家庭教育支援情報サイト「つながるネット」に、家庭教育ワークシート「つながるシート(学童期版・シニア世代版)」を掲載した。 実施状況・若い社員を含めた企業内家庭教育講座をオンラインと講師派遣を併用して実施した。(8回33社)							
R4最終予	P算額	1,798千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課		

3 家庭教育の支援活動に対する支援(第12条)

関係者(市町、学校、地域住民、地域活動団体、事業者等)が取り組む家庭教育の支援に係る 活動を支援する事業

事業名	男女共	男女共同参画推進事業費							
趣旨	第3次男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画に係る県民意識調査等の調趣 旨 査結果の公表や本県の施策の進捗状況の情報提供を行うことで、家庭における男女共同参画に関する教育を支援する。								
実施状況	•「静岡県男女共同参画白書」を発行(400部)し、各市町や地域団体に提供して、現実施状況 状把握、施策や活動方針決定の基礎資料とするのはもとより、県ホームページに掲載し広く県民と情報共有を図る手段として活用した。								
R4最終予	7算額	88千円	部局名	くらし・環境部	課名	男女共同参画課			

事業名	男女	共同参画活動支	援▫協働事	業費					
趣旨	地域~	地域への男女共同参画の意識啓発を行う。							
実施状況	た・に会・実・を・場・(性り写治しく・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下田市:65人、決の仕事とも「別事ともに関すた。(男女ともに静いから、(学界では)のでは、経井では、(学界では)のでは、(学院のの女性の)のの人)	兵松市:47/ の両を147/ の両を150人の 市:50人) 予へ人)ア実画 が座を のが、世施し のが、世施し のが、世施し	割分担意識の払拭を() 不安払拭、また仕事の表正、男女格差の是正、! 参画を推進し、男女子を対象に、防災分野た。(磐田市:110人) 進することを目的に関	と家事・育児 男女平等を持 平等を推進す への女性の 方災学習会を	の二重負担の解消 推進するため、講演 るための講演会を 参画を推進すること を実施した。(御殿			
R4最終予	予算額	11,600千円	部局名	くらし・環境部	課名	男女共同参画課			

事業名	家庭教	教育支援事業 費	(再掲)			
趣旨	家庭都	教育支援員を養	成し、市町	対育を行えるよう、身近 ○の家庭教育支援チー』 ○家庭教育支援活動を	ムや企業等	
実施状況	関庭開・共た・言援・育・いな係教権で同ぐ町情質を対学部を	者に家庭からない。 を保持している。 を保持では、 を保持では、 で開始では、 で開始では、 で開始では、 で開始では、 で開始では、 のでは、 で開始では、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	援つ加合教 援家 めを獲え方が3日育 行庭 、表者とける 政教 業し中する 乗り	し、家庭教育支援員をついて理解を図り、各場で上り、各場である。 「家庭教育支援フォロの資質の向上と各支援を る者会(参加者28市町3支援チームによる、地球家庭教育講座を実施しまる。地球家庭教育講座を実施しまる。地球のは、1・2年生の保護者を対したもに県ホームペート。(調査回答数小学生	地域においる 一アップ プラーアップ である (3人) 特性 に (3人) 特性 に (3を) ない に (3を) ない に (4を) ない に (5を) ない に (5を) がい に (て県が作成した家 う家庭教育講座の 修」を総合教育課と 連携促進を図っ とに応じた相談・助応じた家庭教育支 33社)また、家庭教 教育実態調査を行 支援情報サイト「つ
R4最終 ³	予算額	1,798千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課

4 学び合い、支え合う環境の整備等(第13条)

多様な世代の県民が参加できるように配慮したうえで、保護者が家庭教育について学び合い、 支え合う環境の整備を図る事業

事業名	しずお	かふじさんっこ推	進事業費(え	ふじさんっこ応援隊等普及	፟♥・促進キャン	ノペーン事業)(再掲)
趣旨	周知す		子育てに関	育てを支援する団体、1 する情報取得や子育・		
実施状況	所でσ		5特設サイト	をふじさんっこ応援キートを開設しWeb広告を展 を図った。		
R4最終予	P算額	4,324千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課

ī	1								
事業名	しずま	しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業)(再掲)							
趣旨	県内の子育て支援情報を一元的に発信する子育て支援ポータルサイトにより、子育 て家庭に有用な情報を発信することで、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を 図る。 また、市町、民間団体等が実施している多様な子育て支援の取組を発信し、子育て 支援活動に取り組む者の意欲の高揚とこれらの取組への県民の参加促進を進め、 県内における子育て支援活動の好循環を創出する。								
実施状況	・子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」の管理・運営を行った。実施状況・主に新着情報ページにて、子育て支援に関する県の取組を積極的に発信し、市町や民間団体等の子育て支援活動の情報などを掲載した。								
R4最終予	予算額	2,878千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課			

事業名	家庭教	教育支援事業 費	(再掲)			
趣旨	家庭都	教育支援員を養	成し、市町	対育を行えるよう、身近 の家庭教育支援チー.)家庭教育支援活動を	ムや企業等	
実施状況	関庭開・共た・言援・施・いな係教権で同ぐ町情質なた学調を	者に家庭からででである。 を保証をできる。 を保証では、 を保証でででは、 で開始ででででででいる。 で開始ででででいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	援つ加合牧 援家 めた養こ方が3日育 行庭 、、、者提大法る5修援 担教 業庭中する 大会員 当育 内教学る	し、家庭教育支援員を ついて理解を図り、各場 一ト」等を使った保護 に 「家庭教育支援フォロ で の資質の向上と各支 る者会(参加者28 市町 を接手一ムによる、地 家庭教育講座をオンラ な育支援推企業6社会 1・2年生の保護者を とともに県ホームペー 。(調査回答数小学生	世域においた は が 学 が ア 同 る 3 3 3 3 3 3 3 4 5 6 7 8 8 8 8 8 9 7 8 9 8 9 7 8 9 8 9 9 9 9	て県が作成した家って県が作成した家って県が作成した家のを教育講座の修」を総合教育課と連携促進を図った相談・助応じた家庭教育支援を併用して実験調査を行って実験調査を行って
R4最終予	7算額	1,798千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課

5 人材養成等(第14条)

家庭教育支援の支援を行う人材の養成、資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者のネットワークを構築し、広める事業

事業名	しずお	しずおかふじさんっこ推進事業費(子育て未来マイスター研修事業)						
趣旨		子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩み等を相談できる「地 域子育て支援拠点」で働く職員の質の向上を図る。						
実施状況	子育て未来マイスター研修を開催、研修を修了した31人を新たに子育て未来マイスターに認定した。 宇商で未来マイスターを対象に、資質維持向上及び地域の子育でにおける助言・支援者育成を目的にフォローアップ研修を実施した。							
R4最終予算額 440千円 部局名 健康福祉部 課 名 こども未来語						こども未来課		

古光力	+ <i>L</i> -=⊞ 4	4.旧辛士拉旦女	次成台 Li	TT 板 击 坐 弗					
事業名	双誄1	放課後児童支援員等資質向上研修事業費 							
趣旨	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)従事者の資質を向上するための研修 を実施することにより、子どもが放課後を安心して生活できる場の整備を促進する。								
実施状況	・放格 ・放格 ・放格 ・放聴 ・大き ・大き ・大き ・大き ・大き ・大き ・大き ・大き	研修を実施した。 銭する際の基本 3会場(東部、『 後児童支援員等 研修を県内3会 人) 障害等が疑わっ	おいて、放。 職務考えぎ、 的な考西の上 等資東 場(東 へ いるイザー	に課後児童支援員として 行する上で必要最低限 でや心得の認識を深め で実施した。(修了者を 研修> 中部、西部)で実施した 対応について、課題を を派遣し、具体的な指	艮の知識▪拐た。 412人) こ。(県内全 ・抱える放影	を能の習得と、それ クラブ対象、参加 保後児童クラブに専			
R4最終予	S算額	5,981千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課			

事業名	児童村	児童相談所等活動推進費(児童館長・児童厚生員研修)							
趣旨		児童館長及び児童厚生員の資質向上のため研修会を開催し、児童館活動の活性化 を図る。							
実施状況	 静岡県児童館連絡協議会に委託し、下記研修を実施した。 児童館長研修開催日令和4年10月3日(月)会場が大いである。 実施状況・児童厚生員研修開催日令和4年11月18日(金)会場がインライン(Zoom)参加者19人内容講演:今の子どもたちと家族についてで精神保健福祉士の立場から感じること~ 								
R4最終 ⁻	予算額	265千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課			

事業名	家庭教	教育支援事業 費	(再掲)						
趣旨	家庭教	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。							
実施状況	関庭開・共たグ「啓・原教権で同令ケーを町	者に家庭教育支管の一次を受けた。 管ワークシートを とり推進した。 で開催し、ままで で開催し、は事からで では事からで でのった。	援な者25人に一 接な者25人に一 (そう) を (おう)	し、家庭教育支援員を ついて理解を図り、各場 一ト」等を使った保護者 「家庭教育支援フォロの資質の向上と各支持 の早期発見や周囲へ を実施した。(参加者1 がイザーを119人養成し 者会を開催し、事例発 者28市町33人)	地域においる が学び合 一アップ研 爰者同士の の理解促立 28人) 、、小学校保	て県が作成した家 う家庭教育講座の 修」を総合教育課と 連携促進を図っ 進を図るため、ヤン 護者会等で周知・			
R4最終	予算額	1,798千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課			

6 相談体制の整備・充実等(第15条)

家庭教育、子育てに悩む人たちのために、相談体制を充実させ、相談窓口の情報等を広く知らせる事業

事業名	保育対	保育対策等促進事業費助成(利用者支援事業)							
趣旨	用につ	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利 用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な 助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。							
実施状況	利用者支援事業を行う市町に対し、補助金の交付を行った。 - 主に地域にある子育て支援センター等において、子育て支援全般に係る相談に応じるほか、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源を開発した。(基本型)(14市町27か所) - 主に市町窓口において子育て家庭のニーズと施設の利用を適切に結びつけ利用調整を実施した。(特定型)(7市町9か所)								
R4最終予	P算額	55,134千円	部局名	健康福祉部	課名	こども未来課			

事業名	児童ホ	児童相談所等活動推進費(家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)等事業)						
趣旨	家庭才	子どもや保護者等からの電話による相談に対し、専門的な指導助言を行うとともに、 家庭支援推進に必要な関係機関との連絡調整等を行うなど、総合的な相談支援体 制の確立を図る。						
実施状況	状況 ・中央児童相談所に電話相談キーステーションを設置し、県全域の子どもや保護者 等からの様々な家庭での悩み等について、電話相談員による相談援助を実施した。							
R4最終予算額 14,382千円			部局名	健康福祉部	課名	こども家庭課		

事業名	児童ホ	児童相談所等活動推進費(児童相談所活動推進費)							
趣旨		県が設置する5か所の児童相談所において、児童の福祉に関する各種相談援助活 動を実施する。							
実施状況	・賀茂・東部・富士・中央・西部の5児童相談所において、児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識・技術が必要なものについて対応した。 ・被虐待児の安全確保を第一に、関係機関と連係して一時保護や施設入所・里親委託等の措置を行うほか、一義的に相談対応する市町への支援等を実施した。								
R4最終予算額 17,876千円			部局名	健康福祉部	課名	こども家庭課			

事業名	児童家庭支援センター運営費助成								
趣旨	等に対	地域における相談機関として、児童相談所や市町と連携しながら、子どもや保護者 等に対する地域に密着したきめ細やかな相談援助を行う児童家庭支援センターの運 営費を助成する。							
実施状況	・県所管の3か所(三島市、富士市、焼津市)の児童家庭支援センターの運営費を助 実施状況成した。 ・3か所のセンターで相談対応を実施した。								
R4最終予	7算額	55,400千円	部局名	健康福祉部	課名	こども家庭課			

7 県民の理解の増進等(第16条)

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析、提供を行うための事業

事業名	家庭教育支援事業費(再掲)							
趣旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる 家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への 学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。							
「つながるネット」を通じて、開発した「つながるシート」(学童期版・シニア世代版)や Zoomを使った交流会型家庭教育講座の開催方法の公開、家庭教育応援企業の紹介など、家庭教育支援に関する情報を提供した。 ・家庭教育支援員や家庭教育支援チーム等による家庭教育支援事業の説明リーフレットやポスターを協力企業の店舗等に配架した。 「ケータイ・スマホルール」ワークシートを80,000部作成し、保護者への啓発を行った。 ・小学3・4年生の保護者と中学1・2年生の保護者を対象に家庭教育実態調査を行い、調査結果を市町に提供するとともに県ホームページ家庭教育支援情報サイト「つながるネット」に公開予定である。(調査回答数小学生の保護者2,136人中学生の保護者2,369人)								
R4最終 ⁻	予算額	1,798千円	部局名	教育委員会	課名	社会教育課		

8 その他、家庭教育支援に係る施策

事業名	私立幼稚園子育て支援事業費助成						
趣旨	私立幼稚園が実施する子育て支援事業に対して助成し、地域における子育て支援 機能を強化する。						
-子育て支援推進事業(園庭開放等)については11園、預かり保育事業については32 園に助成した。 -(一社)静岡県私立幼稚園振興協会が行う子育て相談、情報提供事業及び臨床心 理士によるカウンセリング事業に対し助成した。(幼児教育センター事業)							
R4最終予	⁵ 算額 64,	200千円	部局名	スポーツ	∙文化観光部	課名	私学振興課

事業名	地域子育て支援拠点事業							
趣 旨 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、支援の実施、 地域の子育て関連情報の提供等を実施する。								
実施状況・事業を行った33市町に対して交付金の交付を行った。								
R4最終予算額 578,708千円 部局名 健康福祉部 課 名 こども未来課					こども未来課			

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第80号

静岡県家庭教育支援条例

家庭は、子どもの心のよりどころとなる場所であるとともに、全ての教育の出発点であります。

家庭教育は、教育の原点であり、保護者と子どもの愛情によるきずなのもとに、家庭での団らんや共同体験を通じて行われてきました。特に乳幼児期から思春期にかけての家庭教育は、社会との関わり方や人生観など、人間形成に大きな影響を与えることから、保護者の役割は極めて重要であると言えます。

東西に広い静岡県では、それぞれの地域で特徴のある伝統・文化・習慣を後世に伝えながら、子どもの育ちを家庭と地域社会等が一体となって支えてきました。

しかしながら近年では、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が 大きく変化し、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子育て の不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子どもなど、様々な問題を抱える家 庭が増えています。

本県は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「有徳の人」の育成に向けて、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身に付けられるよう、保護者はもとより社会全体で家庭教育の充実に取り組んできましたが、こうした家庭と社会の変化を踏まえ、より一層の支援をしていくことが求められています。私たちは家庭教育の意義を見つめ直し、家庭教育に対する各家庭の責任を改めて認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政等社会全体が、家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、一体となって家庭教育を支援する必要があります。

ここに、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を目指して、この 条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育が子どもの健全な成長に果たす役割の重要性に鑑み、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子ども を現に監護する者をいう。以下同じ。)が子どもに対して行う教育をいう。
- 2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。
- 3 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 家庭教育への支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び市町、学校等、地域 住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、様々な家庭状況に配慮するものとする。

(市町への支援)

第5条 県は、市町が家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の責任と役割)

- 第6条 保護者は、教育基本法(平成18年法律第120号)第10条第1項の規定の趣旨にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならない。
- 2 保護者は、子どもに愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るように努めるとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

- 第7条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることにより、家庭教育の支援に努めるものとする。
- 2 学校等は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。 (地域住民等の役割)
- 第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるものとする。
- 2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を支援するための取組を行うよう 努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の仕事と 家庭生活との両立が図られるよう必要な就業環境の整備等に努めるものとする。
- 2 事業者は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。 (親としての学びの支援)
- 第10条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。
- 2 県は、市町、地域活動団体その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを 支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

- 第11条 県は、親になるための学び(将来親になるために必要となる保護者の役割、子育ての意義等について学ぶことをいう。次項において同じ。)に関する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。
- 2 県は、学校等、地域活動団体その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(家庭教育の支援活動に対する支援)

- 第12条 県は、家庭教育の支援を行う関係者が取り組む家庭教育の支援に係る活動を支援するものとする。 (学び合い、支え合う環境の整備等)
- 第13条 県は、保護者が家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備を図るものとする。
- 2 県は、前項に規定する環境の整備に当たっては、子育て経験のある県民等多様な世代の県民の参加が図られるよう配慮するものとする。

(人材養成等)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う 関係者のネットワークを構築し、それを広めるものとする。

(相談体制の整備・充実等)

第15条 県は、家庭教育及び子育でに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知 その他の必要な施策を行うものとする。

(県民の理解の増進等)

- 第16条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。
- 2 県は、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるよう必要な施策を行うものとする。

(参考)

(財政上の措置)

第17条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、 公表するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第26号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する 法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

白

紙